政令第三百三十四号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行期日は、令和八年十月三十日とする。